

労働相談

Q&A



寄せられた相談をもとに、お答えします。

Q 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定・届出の義務が、令和4年4月から常時雇用する労働者数が101人以上の事業主まで拡大されますが、背景や概要を教えてください。

A 【背景】

日本における働く女性の現状は、各種統計資料で見られるように十分に発揮できているとは言えない状況にあります。一方で、少子高齢化等の状況の中で、企業等における人材の多様性（ダイバーシティ）を確保することが不可欠となっており、女性の活躍の推進が重要と考えられます。このような状況を踏まえ、「女性活躍推進法」が平成28年4月から施行され、令和元年5月の改正を経て6月に公布されました。

この改正の中で、「一般事業主行動計画」の策定・届出や情報公開の義務の適用範囲が、令和4年4月1日からは、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から101人以上の事業主まで拡大されることとなっています。

【「一般事業主行動計画」とは】

「一般事業主行動計画」は、女性活躍推進法において「一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」をいうと定められており、以下の3つの事項を定めることとされています。

- 1 計画期間
- 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 3 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施期間

※なお、上記2の目標の設定については、常時雇用する労働者数が101人以上300人以下の場合は、数値目標を1つ以上定めることとなっています。

【詳しくは】

厚生労働省の冊子「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう！」に策定の仕方やそれに伴う「女性の活躍に関する情報の公表について」などが詳しく紹介されていますので、是非、御参照ください。

（策定例：冊子から抜粋）

＜株式会社B 行動計画＞

女性の技術職を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

- ・計画期間 令和2年4月1日～令和4年3月31日
- ・目標 技術職の女性を2人から5人以上にする。
- ・取組内容・実施時期
 - 1 取組内容：女性社員の事務職から技術職への転換を促す。
実施時期：省略
 - 2 取組内容：女性が工場で働きやすいような環境整備を行う。
実施時期：省略

このような問題についてお困りの場合は、宮崎県中小企業労働相談所にご相談ください。

◆相談先◆ 宮崎県中小企業労働相談所（宮崎 / 都城 / 日南 / 延岡）

◆お問合せ先◆ 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 TEL：0985-26-7106

宮崎県中小企業労働相談所

検索